

政 法 第 3 7 9 6 号
答 申 第 1 7 8 号
平成 2 9 年 2 月 2 8 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 3 月 5 日付け佐病第 4 6 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 6 3 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日付けで異議申立人柳英清から提起された、千葉県病院局長が平成 2 6 年 7 月 2 2 日付け佐病第 1 7 0 号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月22日付け佐病第170号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。
実施機関の判断は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年7月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成27年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成25年1月28日（月曜日）開催の千葉県立佐原病院医療安全管理委員会議事録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有していないため、本件決定を行った。
これに対し異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成26年9月10日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 本件異議申立てを受けて、実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成27年3月5日付け佐病第468号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立書において、異議申立人はおおむね次のとおり主張している。
 - ア 異議申立ての趣旨
「本件決定を取り消す。」との決定を求める。
 - イ 異議申立ての理由
 - (ア) 千葉県立佐原病院医療安全管理委員会運営要領（以下「要領」という。）第3条第5項には「委員会で決めた内容は、委員長から定例会・医局会に報告するものとする。」と記載されているが、上記報告は全くない。この事態は異常であり、違法である。
 - (イ) 要領第6条第3項には「議事録は1週間以内に各委員に配布する。」と記載されているが、対象文書を作成していないことは重大な違法である。
- (2) なお、異議申立人は次のア～オの点についても異議申立書に記載している。
 - ア 条例第17条第2号に関し、異議申立人に関する部分のみ開示すればよいとする点
 - イ 条例第17条第5号に関し、千葉県立佐原病院（以下「佐原病院」という。）小林進院長（以下「院長」という。）は、異議申立人を佐原病院から排除する

目的で、事実に反する理由をでっちあげ、佐原病院内の医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を悪用して、不当な理由を正当なものに偽装しているとする点

ウ 同号に関し、不開示は、院長の公務員職権濫用罪の隠蔽であり違法であるとする点

エ 条例第17条第6号ハに関し、異議申立人に関する評価は、委員会を悪用して得られたものであり、事務の公正又は円滑な執行は存在しないとする点

オ 条例第17条第6号ホに関し、事務の公正又は円滑な人事を確保するためにも開示すべきであるとする点

4 実施機関の説明要旨

平成27年6月29日付けで実施機関が審議会に対し提出した理由説明書において、おおむね次のとおり主張している。

（1）対象文書について

ア 異議申立人が開示を求める文書は、要領に基づき月1回開催される、平成25年1月28日の委員会の議事録であるが、開催されていないため不存在である。

イ 委員会とは、県立病院の医療安全管理体制を確立し、快適で良質な医療の提供に資することを目的に千葉県病院局において制定した「千葉県病院局医療安全管理指針」に基づき、設置されたものである。

ウ 委員会は、病院長、医療安全管理室長、看護局長などを構成員とし、病院内における医療安全管理の全般を統括するものであるが、特に、院内の医療安全における重大問題への対応や医療事故の分析及び再発防止策の検討や医療事故防止のための啓発、教育等を取り扱うものである。

（2）不開示の理由について

平成25年1月28日の委員会は開催されていないため、議事録は作成されておらず、保有していないことから不開示とした。

（3）異議申立てに対する実施機関の考えについて

要領では、開催は毎月1回と記載されているだけで、開催日の記載はない。平成24年度は、第4月曜日を開催予定日としていたことから、平成25年1月の第4月曜日である28日に開催された議事録の請求がされた。しかし、都合により開催されていないことから、対象文書を保有していないため、不開示としたものである。

5 審議会の判断

（1）対象文書の不存在について

異議申立人が開示を求める自己情報の記録された行政文書について、実施機関は、要領に基づき月1回開催されており、平成24年度は毎月第4月曜日を定例としていたが、平成25年1月については、都合により、第4月曜日の28日に

は開催されなかったと説明する。

これについて、実施機関をして、平成24年度に開催された委員会に係る会議録を全て提出させ、審議会において見分したところ、実施機関の説明に何ら不合理な点は認められなかった。

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月 5日	諮問書の受理
平成27年 6月29日	実施機関の理由説明書受理
平成29年 1月26日	審議（平成28年度第5回第1部会）
平成29年 2月23日	審議（平成28年度第6回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学法政経学部准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)